

## 協定通路制度について

令和4年4月1日に、福井市建築基準法第43条第2項第二号に基づく同意基準が改正されました。これに伴い、新たに「協定通路制度」が新設されました。

「協定通路制度」とは、既存の通路を、所有者間で協定を締結した通路（協定通路）とすることにより、所有者の許可又は承諾を得ているものとみなす制度です。

「協定通路制度」を活用して協定通路とすることで、以降その通路について許可申請を行う際は、通路の所有者全員からの許可又は承諾を得ているものとして扱います。

詳しくは福井市建築指導課までお問い合わせください。

| 同意基準改正「前」 |                           |
|-----------|---------------------------|
| 所有者多数の通路  | ・原則、所有者全員から許可又は承諾を得ることが必要 |



| 同意基準改正「後」               |                                     |
|-------------------------|-------------------------------------|
| 所有者多数の通路<br>(協定なし)      | ・原則、所有者全員から許可又は承諾を得ることが必要           |
| 所有者間で<br>協定が締結された<br>通路 | ・以降、所有者の許可又は承諾を<br><u>得ているものとする</u> |